

南大隅町後援等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南大隅町（以下「町」という。）の教育、学術文化、経済、スポーツ振興、福祉の増進及び地域社会の発展を図るため、個人又は団体が行う事業に対し、町が後援、協賛又は共催（以下「後援等」という。）を行う場合における取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 各種大会、講演会、展覧会又は催物をいう。
- (2) 後援 町が事業の趣旨に賛同し、その開催を町の名義使用に限り援助することをいう。
- (3) 協賛 町が事業の趣旨に賛同し、その開催を外部的に援助することをいう。
- (4) 共催 町が事業の企画又は運営に参加し、責任の一部を負うことをいう。

(対象事業)

第3条 後援等の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りではない。

- (1) 町政の発展に寄与するもの
- (2) 教養、健康又は経済の増進に寄与するもの
- (3) 町民福祉の向上に寄与するもの
- (4) その他地域社会の発展に寄与するもの

(除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、後援等は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに対しては行わない。

- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意思があるもの
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があるもの
- (3) 参加対象が極めて限られた範囲であるもの
- (4) 公共の秩序に反し、又はそのおそれがあるもの
- (5) その他後援等を行うことが不適當であるもの

(申請)

第5条 開催する事業について後援等を受けようとするもの（以下「申請者」とする。）は、後援等承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 企画書、チラシ、パンフレット等
- (2) 入場料を徴収する場合は、事業に係る収支計画書等

(通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、承認することが適當と認めるときは後援等承認通知書（様式第2号）により、承認することが適當でないとき認めるときは後援等不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、申請者に対し団体の規約又は会則の提出及び事業内容等についての説明を求めることができる。

(承認の取消し)

第7条 後援等名義の使用承認決定後において、第4条に該当する事実が判明した場合には、後援等名

義の使用承認を取り消すことができる。この場合において、既に作成した印刷物等の撤去又は削除に要する費用は、申請者の負担とする。

2 前項の規定により後援等名義の使用を取り消す場合には、後援等承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業実施報告）

第8条 後援等名義使用承認を受けた者は、当該事業が終了したときは、速やかに後援等事業実績報告書（様式第5号）に実施の内容が分かる書類を添えて町長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

後援等承認申請書

年 月 日

南大隅町長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名

電話番号

印

下記の事業について南大隅町の（後援・協賛・共催）を受けたいので、南大隅町後援等取扱要綱第5条の規定により申請します。

事業名	
主催者名	
南大隅町以外の 共催・後援者名	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
開催場所	
目的、内容等	
入場料の有無	
その他	

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

南大隅町長 印

後 援 等 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった町の（ 後援・協賛・共催 ）については、下記のとおり承認しますので、南大隅町後援等取扱要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 対象事業名
- 2 注意事項
 - （1） 後援を受ける場合は、「南大隅町」の名義使用にとどまります。
 - （2） 承認後であっても、町が後援等を行うことが適当でないと認められたときは、承認を取り消す場合があります。
 - （3） 後援等を受けた事業が終了したときは、速やかに後援等事業実績報告書を提出してください。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

南大隅町長 印

後 援 等 不 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった町の後援等については、下記の理由により承認しませんので、南大隅町後援等取扱要綱第6条の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

南大隅町長 印

後援等承認取消通知書

年 月 日付け、第 号で承認した事業等については、下記の理由により承認を取り消しますので、南大隅町後援等取扱要綱第7条の規定により通知します。

記

取り消す理由

様式第5号（第8条関係）

後援等事業実績報告書

年 月 日

南大隅町長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号

印

町の（後援・協賛・共催）を受けた事業が終了したので、南大隅町後援等取扱要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

事業名	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
開催場所	
参加者数	
その他	
添付書類	事業のプログラム、ポスター、収支決算書等

注（1）申請書に添付済みの書類は不要です。

（2）入場料等を徴収しなかった場合は、収支決算書等の添付は不要です。